

令和8年（2026年）10月から

国民年金保険料の育児免除制度が始まります！

実子、養子を育てている人は、育児のための免除制度を利用できます。

- ✓ 国民年金第1号被保険者（自営業者・農業者・アルバイト・無職など）も**育児で保険料が免除される制度**が始まります。
- ✓ 実子・養子を育てている人（父母・養父母）は、申請することで、月額17,920円（令和8年度）の**保険料が免除**されます。
対象者：子を養育する第1号被保険者（父母・養父母）
※「子を養育する」とは、以下①・②の両方を満たすことを指します。
①子との親子関係が確認できること
②子と住民票上の同一住所であること
※所得要件はありません。
- ✓ 対象期間は、実子・養子が**1歳になる誕生日の前月まで**です。
- ✓ 将来の年金額は、**納付した場合と同じように反映**されます。

<育児免除イメージ>

＜育児免除イメージ＞

		12月 1月 2月 3月 4月 5月 12月
		出産日 1歳の誕生日の前月（12月分）まで
母親	産前産後免除期間 出産予定月または出産月の前月から4か月間	育児免除期間
父親 (養父母)	育児免除期間	

※出産が令和8年10月以前でも、免除対象期間が令和8年10月以降に含まれている場合は、申請することで、令和8年10月から実子・養子が1歳になる誕生日の前月までの期間が免除されます。

■申請受付

令和8年10月以降かつ出産日以降から受け付け

■申請に必要なもの

- ・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）
- ・マイナンバーが確認できるもの（戸籍謄本・住民票の写しなどが必要になる場合があります）

■手続き・問い合わせ先

三次年金事務所 ☎0824-62-3107
市民保険課国保年金係 ☎0824-73-1158
または各支所地域振興室市民生活係

